

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本町においても広い地域が強い揺れに襲われたり、浸水したりすることが予測されている。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害の可能性がある。

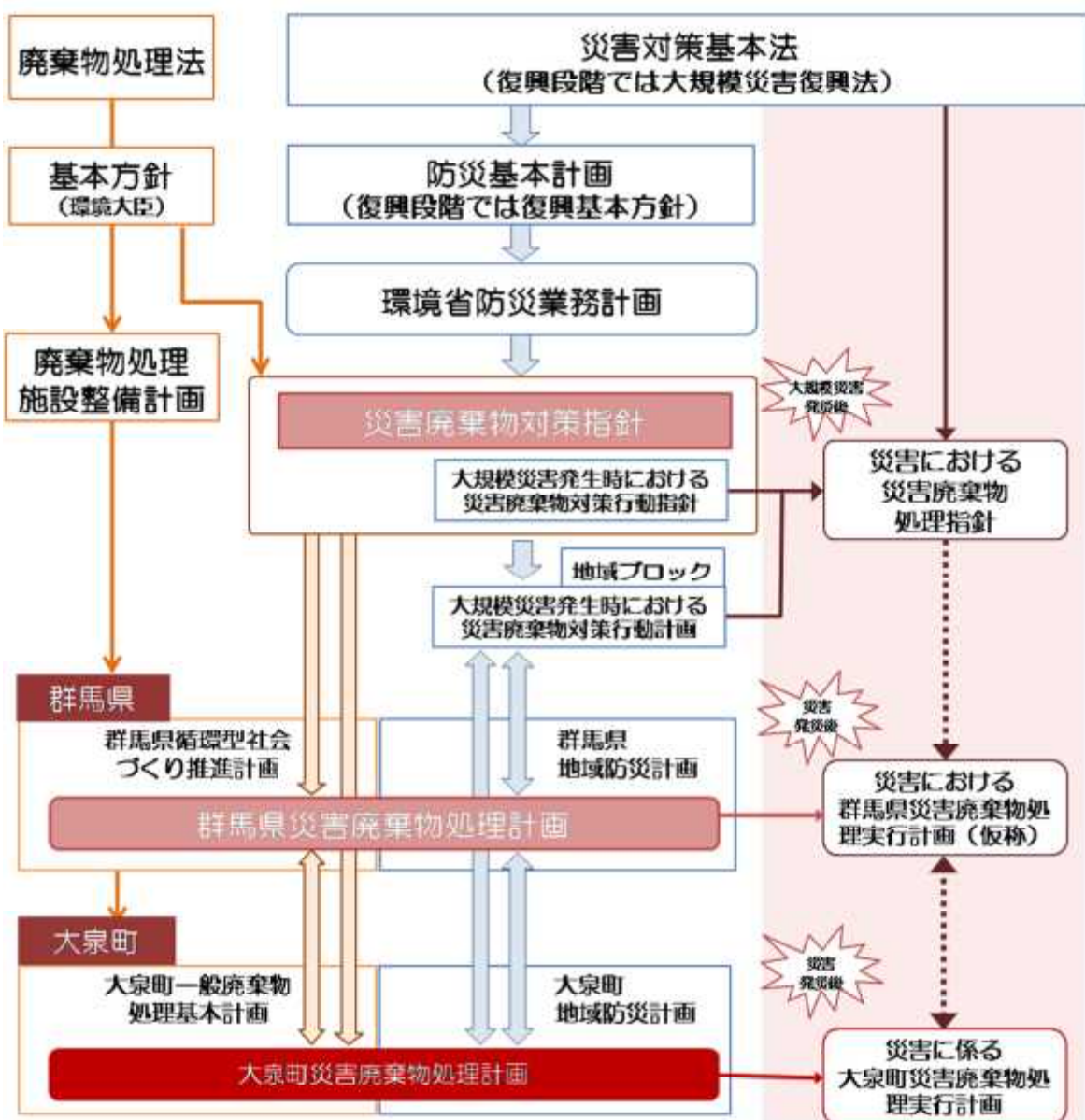
以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「大泉町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

第2節 計画の位置付け

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改訂、環境省）に基づき、「群馬県災害廃棄物処理計画」（令和3年3月改訂、群馬県）、「大泉町地域防災計画」（令和4年3月改訂、大泉町）、「大泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成26年4月策定、大泉町）等の関連計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

また、関係法令を含む本計画の位置付けは図表1-1のとおりである。

図表1-1 計画の位置付け



第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴い排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は図表1-2～図表1-5に示すとおりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

また、火山噴火に伴い発生する火山灰は、廃棄物処理法における廃棄物に該当しない。災害時において、宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般の町民では対応が困難な場合においては、国や県と協議して指示を得ながら町が処理を行うものとする。

図表1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類	概要	対象
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める廃棄物	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物（特定管理廃棄物等は除く。）	一部
し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
	通常家庭のし尿	
生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
	通常生活で排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
	損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
	損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	その他、災害に起因する廃棄物	○
事業系ごみ	被災した事業場からの廃棄物	○
	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	

図表 1 - 3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種別	写真及び特徴等	
し尿		
<p>発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。</p>		
生活ごみ		
<p>住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。</p>		
避難所ごみ		
<p>開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費等により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれる。</p>		







図表 1 - 4 (1) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
可燃物/可燃系混合物		
木くず		
畳・布団		
	<p>繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。</p> <p>柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。</p> <p>被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。</p>	

図表 1 - 4 (2) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
不燃物/不燃系混合物		
<p>分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物。</p>		
コンクリートがら等		
<p>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要。</p>		
金属くず		
<p>鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等も含まれる。</p>		

図表 1 - 4 (3) 災害廃棄物の種類

種別	写真及び特徴等	
<p>廃家電等 (家電 4 品目や小型家電等)</p>		
<p>腐敗性廃棄物</p>		
<p>有害廃棄物/ 危険物</p>		
	<p>石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。</p>	

図表 1 - 4 (4) 災害廃棄物の種類

名称	写真及び特徴等	
廃自動車等	 <p data-bbox="453 656 1385 741">自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。</p>	
その他、適正処理が困難な廃棄物		 <p data-bbox="453 1126 1385 1261">グランドピアノ等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボード、塩ビ管など。</p>

※上記は選別後の分類であり、災害時には混合状態で発生するが多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（平成 28 年 3 月、環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

図表 1 - 5 (1) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等	
地震	<p style="text-align: center;">片付けごみ</p> 	<p style="text-align: center;">損壊家屋</p> 
	<p>○片付けごみや損壊した家屋の撤去に伴う廃棄物が主となる。</p> <p>○比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。</p> <p>○住民に対する広報や分別指導によって、排出する場所や種類をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。</p>	
水害	<p style="text-align: center;">水分を多く含む畳</p> 	<p style="text-align: center;">泥で汚れた家電類</p> 
	<p>○含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。</p> <p>○住民に対する広報や分別指導によって、排出する場所や種類をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。</p> <p>○水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。</p>	

図表 1 - 5 (2) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等	
土砂 災害	<p style="text-align: center;">土砂に埋もれた家屋</p> 	<p style="text-align: center;">流出した樹木</p> 
	<p>○含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。</p> <p>○洪水によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。</p>	
竜巻	<p style="text-align: center;">混合廃棄物</p> 	<p style="text-align: center;">倒木樹木</p> 
	<p>○さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。</p> <p>○倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。</p>	

図表 1 - 5 (3) 災害廃棄物の性状

種別	写真及び特徴等
大雪	<p style="text-align: center;">農業用ハウス</p> 
	<p>○倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。 (水分を多く含む可能性がある。)</p>
大規模火災	<p style="text-align: center;">泥状にまみれた水分の多い廃棄物</p> 
	<p>○焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。</p>

図表 1 - 5 (4) 災害廃棄物の性状

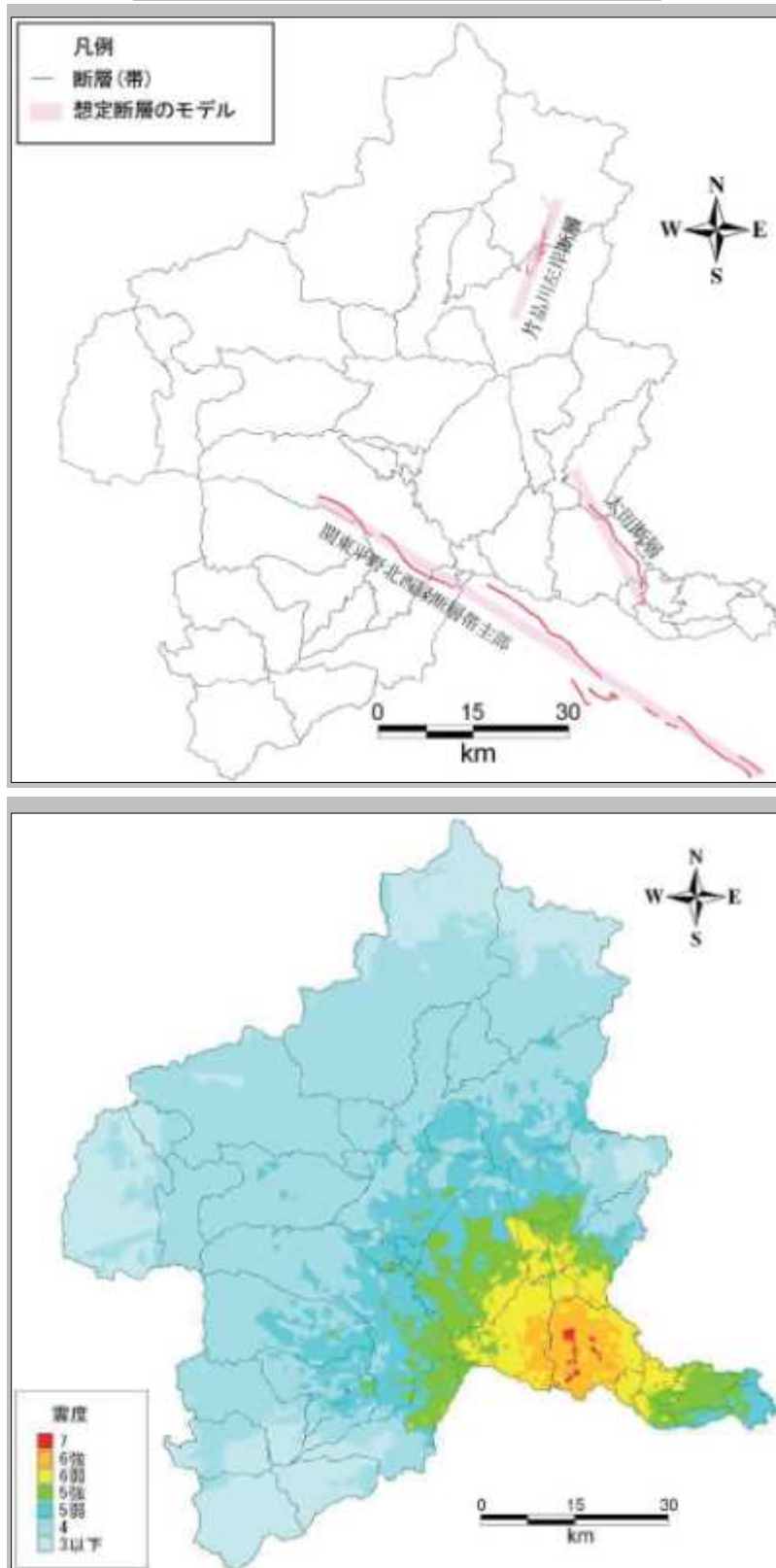
種別	写真及び特徴等	
火山	<p style="text-align: center;">腐食した自動車</p> 	<p style="text-align: center;">排出された家電</p> 
	<p>○火山・有毒ガスにより腐食した自動車や家電等が排出される。 ○灰にまみれた廃棄物等が排出される。 ○岩石等による破損したものが排出される。</p>	

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
 「震災伝承館」（東北地方整備局ホームページ）
 「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」（独）国立環境研究所
 「平成12年（2000年）三宅島噴火災害の記録」（平成20年2月、東京都三宅村）をもとに作成
 「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」（国立環境研究所）

3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

本町に甚大な被害をもたらすと想定される「太田断層による地震」（震度分布図は図表1-6を参照）による震度6程度の地震に伴い発生する災害廃棄物の発生量を、被害想定（出典：「群馬県被害想定調査報告書」（平成24年6月、群馬県総務部危機管理課））に基づき推計した結果は、図表1-7に示すとおりである。太田断層による地震では最大で約13万5千トンにも上る災害廃棄物が発生すると推計される。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。なお、水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本計画では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討している。

図表 1 - 6 想定断層及び震度分布図



出典：「群馬県地域防災計画」（令和3年3月、群馬県）

図表 1 - 7 災害廃棄物等の発生量

分類	区分・内訳	発生量
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン）※参考資料 2	柱角材	16,603
	可燃物	1,387
	不燃物	23,983
	コンクリートがら	68,631
	金属	1,619
	その他	3,231
	合計	115,454
片付けごみ（トン）※参考資料 3		20,374
避難所ごみ（トン/日）※参考資料 4	初動期	17
し尿（KL/日）※参考資料 5	初動期	46

※令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査における令和 2 年度実績を基礎数値として算出

■参考資料

1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物

内訳	被害建物	被害棟数	1 棟平均床面積	割合	発生量
木造	全壊建物	429 棟	111m ²	0.6 トン/m ²	92,241 トン
	半壊建物	1,902 棟			
	火災消失建物	5 棟			
非木造	全壊建物	38 棟	186m ²	1.2 トン/m ²	23,213 トン
	半壊建物	132 棟			
	火災消失建物	0 棟			
合計					115,454 トン

2 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（内訳）

区分・内訳	木造		非木造		合計
	発生量	種別割合	発生量	種別割合	発生量
柱角材	16,603 トン	18%	0 トン	0%	16,603 トン
可燃物	923 トン	1%	464 トン	2%	1,387 トン
不燃物	23,983 トン	26%	0 トン	0%	23,983 トン
コンクリートがら	47,042 トン	51%	21,589 トン	93%	68,631 トン
金属	923 トン	1%	696 トン	3%	1,619 トン
その他	2,767 トン	3%	464 トン	2%	3,231 トン
合計	92,241 トン	—	23,213 トン	—	115,454 トン

3 片付けごみ

片付けごみの発生量＝115,454（損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物）×
15/85（片付けごみの割合）

※災害廃棄物を100%としたとき、損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物の割合は85%となり、残りの15%が片付けごみとなる。

発生量（推計）
20,374 トン

4 避難所ごみ

避難所ごみ発生量＝15,615（避難者数（人））×1,094（①（1人1日あたりの排出量（g）））

①（1人1日あたりの排出量（g））＝16,735,000,000（家庭系ごみ排出量（g））÷41,891（総人口）÷365日

発生量（推計）
17 トン/日

5 し尿

し尿収集必要量

= 26,547 (災害時におけるし尿収集必要人数) × 1.75 (1人1日平均排量)

= (25,078 (①仮設トイレ必要人数) + 1,469 (②非水洗化区域し尿収集人口)) × 1.75 (1人1日平均 排出量)

①仮設トイレ必要人数 = 15,615 (避難者数) + (39,549 (水洗化人口) - 15,615 (避難者数) × (39,549 (水洗化人口) ÷ 41,891 (総人口))) × 0.76 (上水道支障率) ÷ 2

②非水洗化区域し尿収集人口 = 2,342 (汲取人口) - 15,615 (避難者数) × (2,342 (汲取人口) ÷ 41,891 (総人口))

発生量 (推計)
46KL/日

出典：「群馬県被害想定調査報告書」(平成24年6月、群馬県)

出典：「令和3年度(令和2年度)固定資産の価格等の概要調書(家屋 都道府県別表)」(総務省)

出典：「新たな災害廃棄物推計式」(平成30年3月6日、第2回平成29年度災害廃棄物対策推進検討会 資料1-1(別添))

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」(平成29年7月、熊本県)

第4節 災害時における各主体の役割

1 町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本町が主体となって処理を行う。

大泉町衛生センターでは、し尿及び浄化槽汚泥を適正かつ円滑・迅速に処理する。

また、群馬県から被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整等の支援を受けられるよう、情報提供等を行う。

さらに、災害により甚大な被害を受けて本町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などにおいては、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本町に代わり、群馬県が直接、災害廃棄物の処理の一部の事務を担えるよう委託することができる。

2 太田市外三町広域清掃組合

太田市外三町広域清掃組合は、太田市外三町クリーンプラザ及び太田市外三町リサイクルプラザで処理ができる災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理する。

また太田市外三町広域清掃組合は、災害廃棄物の分別、収集・運搬、中間処理に係る指揮や助言を行い、本町を含む構成市町と連携して災害廃棄物を処理する。

3 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。

また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

4 町民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、町民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。

また災害ボランティアは、本町と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

第5節 処理目標期間の設定

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理をその他の災害廃棄物に優先して実施する。

発災後、廃棄物の処理に係る支障（一般廃棄物処理施設の被害、事業者等の被害、道路の寸断）を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。なお、被災状況等により、避難所閉鎖の時期が大きく異なることから、具体的な処理目標期間は定めない。

2 災害廃棄物

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。

なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、図表1-8で示すとおり災害廃棄物処理の基本方針を定める。災害が発生した場合には、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえて速やかに処理方針を定め、具体的な取組を進めていく。

図表1-8 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	町民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。 本町は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県等と協力して広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し埋立処分量の削減を図る。
3 環境に配慮した処理	災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。 災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。 また、町民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定し、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

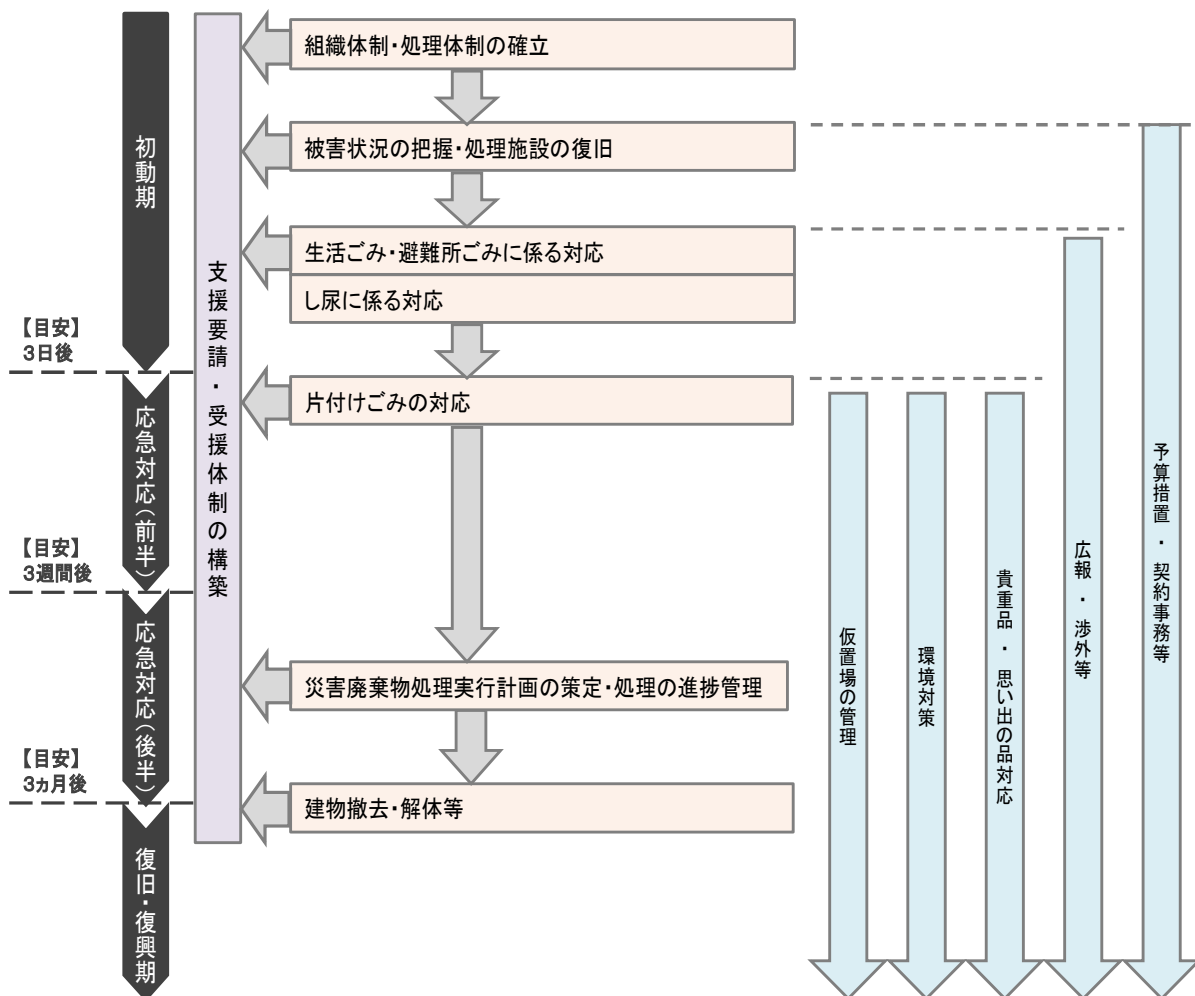
また、計画の内容については、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとする。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

第8節 災害時における廃棄物対応の流れ

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを図表1-9に示す。

図表1-9 災害時における廃棄物対応の流れ



1 災害発生時の主な業務

(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が廃棄物処理組織体制及び処理体制を確立する。

また、廃棄物処理組織体制の確立に当たっては、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携する。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約している損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。

また、廃棄物処理施設の被災状況を確認し、廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼する。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。

また、使用済みの携帯トイレ・簡易トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合には、その設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行う。

(4) 片付けごみへの対応

町民が自宅を片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出する。

片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場等まで運搬する。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。

(6) 建物撤去・解体等

建設・土木部局や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進める。

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や県、民間事業者等へ支援を要請する。

廃棄物部局は大泉町災害時受援計画に基づき支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を分別して仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行う。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等に対する必要な環境対策を行う。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品（現金や貴金属等）が出てきた場合には、警察に届け出る。

また、廃棄物の中から思い出の品が出てきた場合には、一定の期間、適切に保管し、持ち主に返却されるように周知啓発を行う。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、町民や事業者へ広報を行う。

また、支援を受け入れたり、処理を依頼するために、支援者や処理先との交渉を行う。

(12) 予算措置・契約事務

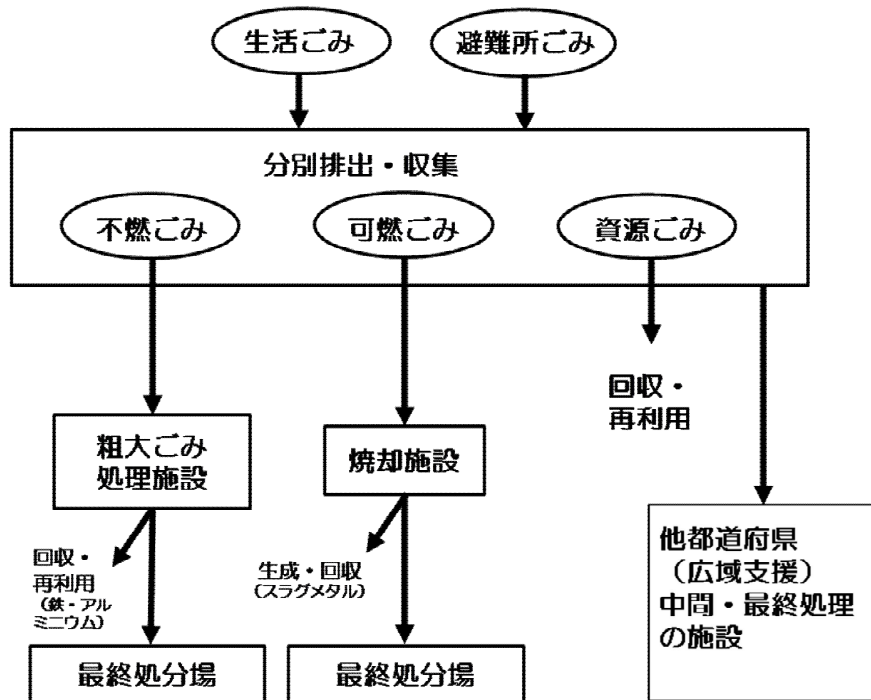
災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設へ搬入して処理する。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残さや不燃残さ等を最終処分する。

図表1-10 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

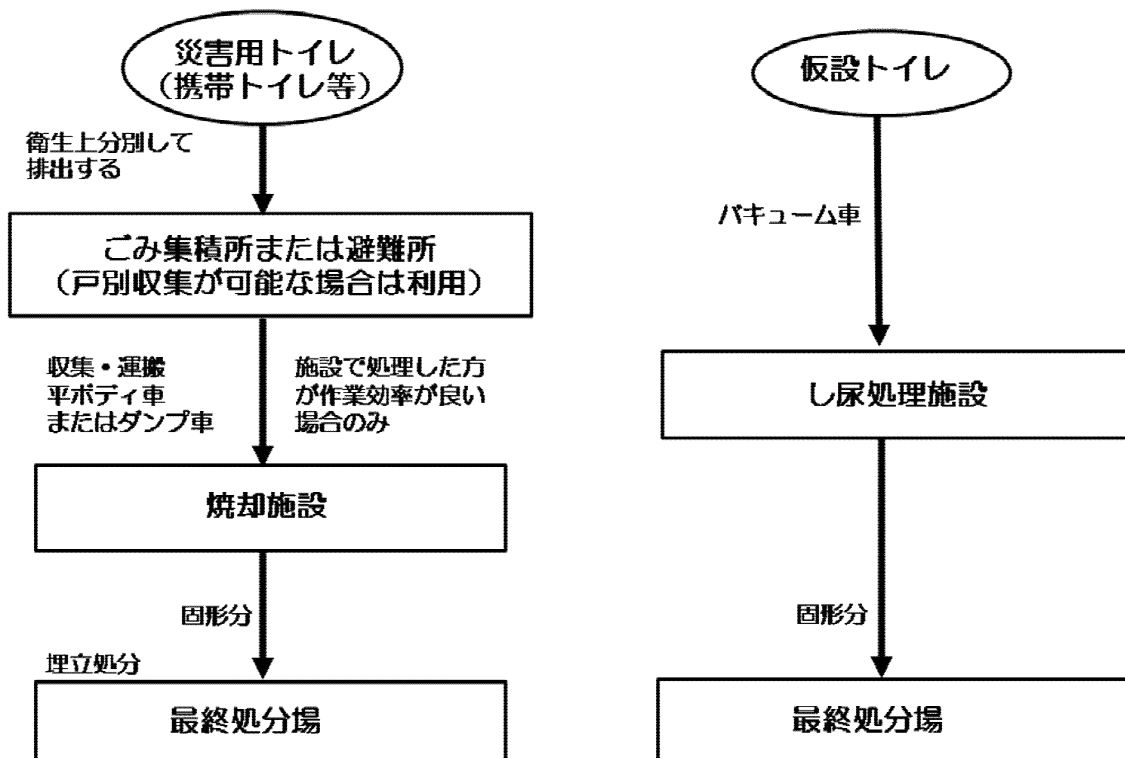


2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿はし尿処理施設へ運搬して処理する。

また、携帯トイレ等は焼却施設へ搬入して焼却処理する。

図表 1 - 1 1 し尿処理の流れ



3 災害廃棄物の処理の流れ

町民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の解体に伴い発生した解体がれきは、処理先への搬出までの間、一次仮置場で分別した上で一時的に保管する。

必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理する。

一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

図表 1 - 1 2 災害廃棄物処理の流れ

